

新型転換炉ふげん発電所の廃止措置計画の認可等について

当機構は、新型転換炉ふげん発電所の廃止措置計画を取りまとめ、平成18年11月7日、原子炉等規制法に基づき、経済産業省に対して廃止措置計画の認可申請（平成19年12月28日一部補正）を行いました。本日、経済産業大臣より廃止措置計画及び廃止措置段階への移行による組織変更等に伴う原子炉施設保安規定の変更について認可をいただきました。

これに伴い、「新型転換炉ふげん発電所」を「原子炉廃止措置研究開発センター」（通称「ふげん」）に改組しましたので、お知らせいたします。

今後は、原子力発電所における廃止措置事業の先駆的役割を果たすべく安全を最優先に取り組み、廃止措置研究や高経年化研究などを通じて、福井県のエネルギー研究開発拠点化計画にも積極的に貢献してまいります。

なお、本日、廃止措置計画の認可とともに以下の審査についても国から妥当との連絡を頂きました。

- ・ 原子炉補助建屋の一部の壁から低い圧縮強度が得られた原因と対策に関する調査結果（平成19年12月28日報告書提出）
- ・ 耐震安全性評価等の実施結果（平成18年12月25日報告書提出、平成19年12月28日改訂報告書提出）

以上

添付資料－1 新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画の概要

添付資料－2 原子炉廃止措置研究開発センターの体制について

平成 20 年 2 月 12 日

日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画の概要

1. 新型転換炉原型炉施設の主要経緯

昭和 45 年 11 月 30 日	設置許可
昭和 45 年 12 月 11 日	建設開始
昭和 53 年 3 月 20 日	初臨界
昭和 54 年 3 月 20 日	本格運転開始(電気出力 16.5 万キロワット)
平成 15 年 3 月 29 日	運転終了 (累積発電電力量約 219 億 2400 万キロワット時、 平均設備利用率約 62%)
平成 15 年 8 月 13 日	原子炉内全燃料取り出し完了
平成 16 年 2 月 20 日	「原子炉へ燃料を再度装荷できないようにする措置」の 経済産業大臣承認
平成 18 年 11 月 7 日	廃止措置計画の認可申請
平成 19 年 12 月 28 日	廃止措置計画の一部補正

2. 廃止措置対象施設

廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等の「原子炉設置許可」又は「原子炉設置変更許可」を受けた原子炉及びその附属施設等である。ただし、汚染のないすべての地下の建屋及び構造物並びに基礎は除く。

3. 廃止措置対象施設の解体方法

使用済燃料を貯蔵していること、廃止措置工事に関する経験・実績を蓄積すること、被ばく低減のために放射能減衰を考慮した解体時期とすること等から、廃止措置の期間を 4 段階に区分し、この順序で実施する。

① 使用済燃料搬出期間

使用済燃料搬出及び重水搬出を計画的に行うとともに、使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための機能を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、供用を終了した放射能レベルの比較的低い施設・設備及び汚染のない施設・設備の解体撤去を行う。

② 原子炉周辺設備解体撤去期間

使用済燃料の搬出完了等に伴って供用を終了した放射能レベルの比較的低い施設・設備及び汚染のない施設・設備の解体撤去を行うとともに、原子炉領域解体撤去に用いる遠隔解体装置等の設置範囲にある干渉設備・機器等の解体撤去を行う。

③ 原子炉本体解体撤去期間

放射線業務従事者の総被ばく線量が原子炉運転中の定期検査時と同等以下の被ばく線量となる放射能減衰を考慮、かつ、上記①、②の期間に蓄積した廃止措置工事に関するデータ、経験・実績を活かして、放射能レベルの比較的高い原子炉領域の解体撤去を行う。また、汚染したすべての設備・機器等を解体撤去し、各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了後に、すべての管理区域を順次解除する。

④ 建屋解体期間

管理区域を解除した建屋及び汚染のない建屋も含めて廃止措置対象施設を解体する。

4. 放射性固体廃棄物の処理及び処分方法

- 放射性固体廃棄物は、関係法令等に基づき、放射能レベル区分や性状に応じて、適切な方法により処理を行い、廃止措置期間完了までに原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。
- 放射性廃棄物の処理に当たっては、分別、減容、除染等の廃棄物処理装置等により放射性廃棄物の発生量の合理的な低減に努めるとともに、解体撤去物及び放射性廃棄物を適切に処理・管理するために、必要な装置を導入する。
- 廃棄先は、解体撤去に伴って放射性固体廃棄物が発生し、廃棄施設へ搬出が必要となる時期までに確定することとする。
- 放射性物質として扱う必要のないものは、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再利用に供するよう努める。
- 放射性廃棄物でない廃棄物は、産業廃棄物として適切に廃棄するとともに、可能な限り再利用に供するよう努める。

5. 廃止措置の工程

廃止措置は、廃止措置計画に基づき実施し、平成 40 年度までに完了する予定である。

6. 施設周辺の一般公衆の被ばく評価

- 放射性気体廃棄物の放出による被ばく、放射性液体廃棄物の放出による被ばくを合算した廃止措置期間中の平常時における一般公衆の年間実効線量は、法令で定める線量限度 1 ミシーベルトを下回ることにより、線量目標値指針^{*1}に記載する線量目標値の年間 50 マイクロシーベルトを下回る。
- 放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量は、一般公衆線量評価^{*2}に記載する線量の基準の年間 50 マイクログレイを十分下回る。
- 廃止措置期間中に想定される事故時の一般公衆の実効線量は、安全評価審査指針^{*3}に記載された事故時評価の判断基準 5 ミシーベルトを十分下回る。

- *1 線量目標値指針：発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針
- *2 一般公衆線量評価：発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について
- *3 安全評価審査指針：発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針

7. 研究開発

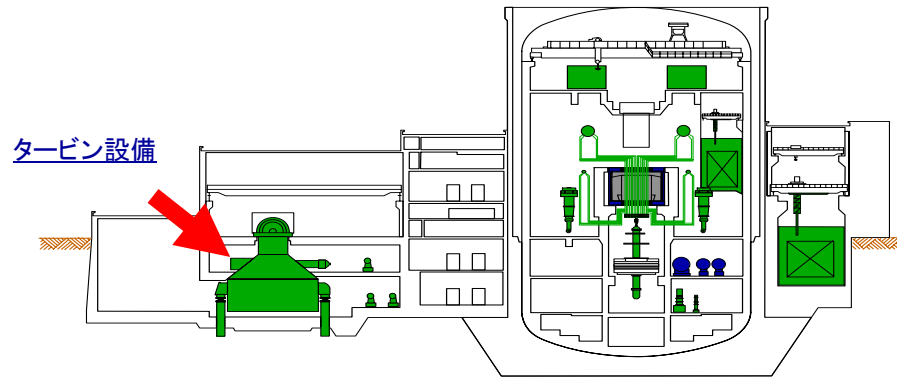
廃止措置を通して得られる知見や経験は、今後の原子力施設の廃止措置等においても有効に活用できる成果であり、新型転換炉原型炉施設を利用した廃止措置に関わる安全性の実証等の実施を含め、関係機関と連携をとりつつ技術協力と技術成果の公開に努める。

8. 参考資料

- 参考資料 - 1 廃止措置工程の概要図
- 参考資料 - 2 廃止措置主要工程
- 参考資料 - 3 廃止措置対象施設の推定汚染分布
- 参考資料 - 4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量

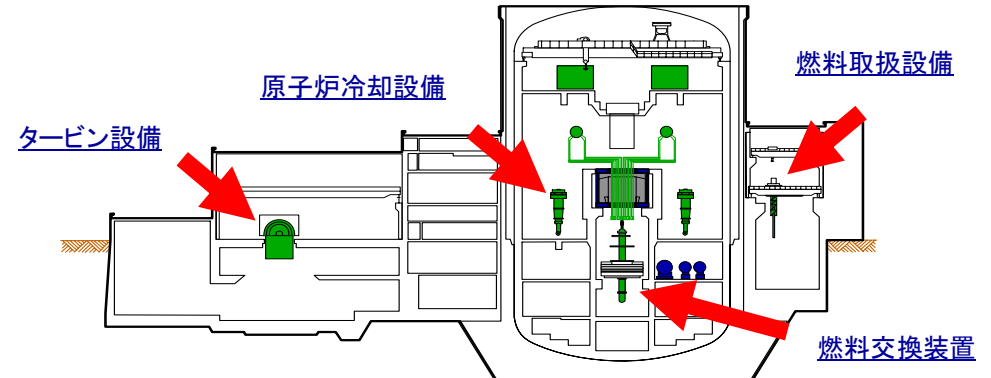
以上

① 使用済燃料搬出期間



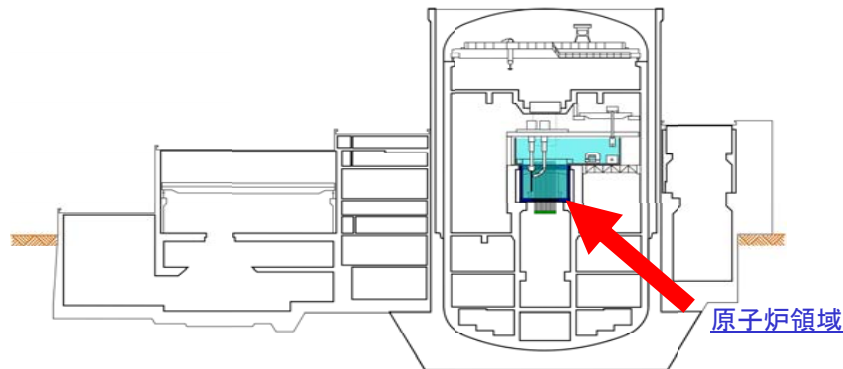
- 使用済燃料搬出、重水搬出を実施
- 使用済燃料の貯蔵に係る安全確保のための機能を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲で、使用しなくなった放射能レベルの比較的低い施設・設備及び汚染のない施設・設備を解体撤去に着手
- 研究開発(廃止措置に関わる安全性実証試験及び構造材等に関わる高経年化のための調査研究)に原子炉施設を活用

② 原子炉周辺設備解体撤去期間



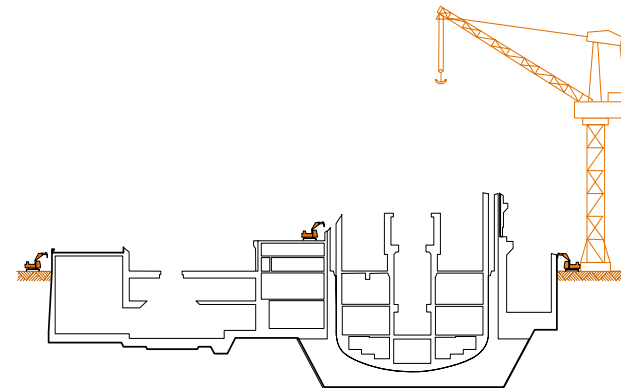
- 使用済燃料の搬出完了によって使用しなくなった放射能レベルの比較的低い施設・設備及び汚染のない施設・設備の解体撤去
- 原子炉領域の解体撤去に用いる遠隔解体装置等の設置範囲にある干渉する設備・機器等の解体撤去
- 使用済燃料貯蔵プール、熱交換器類、放射性廃棄物貯蔵タンク等の汚染の除去
- 廃棄物の処理に係る装置を導入し、放射性固体廃棄物の処理を実施

③ 原子炉本体解体撤去期間



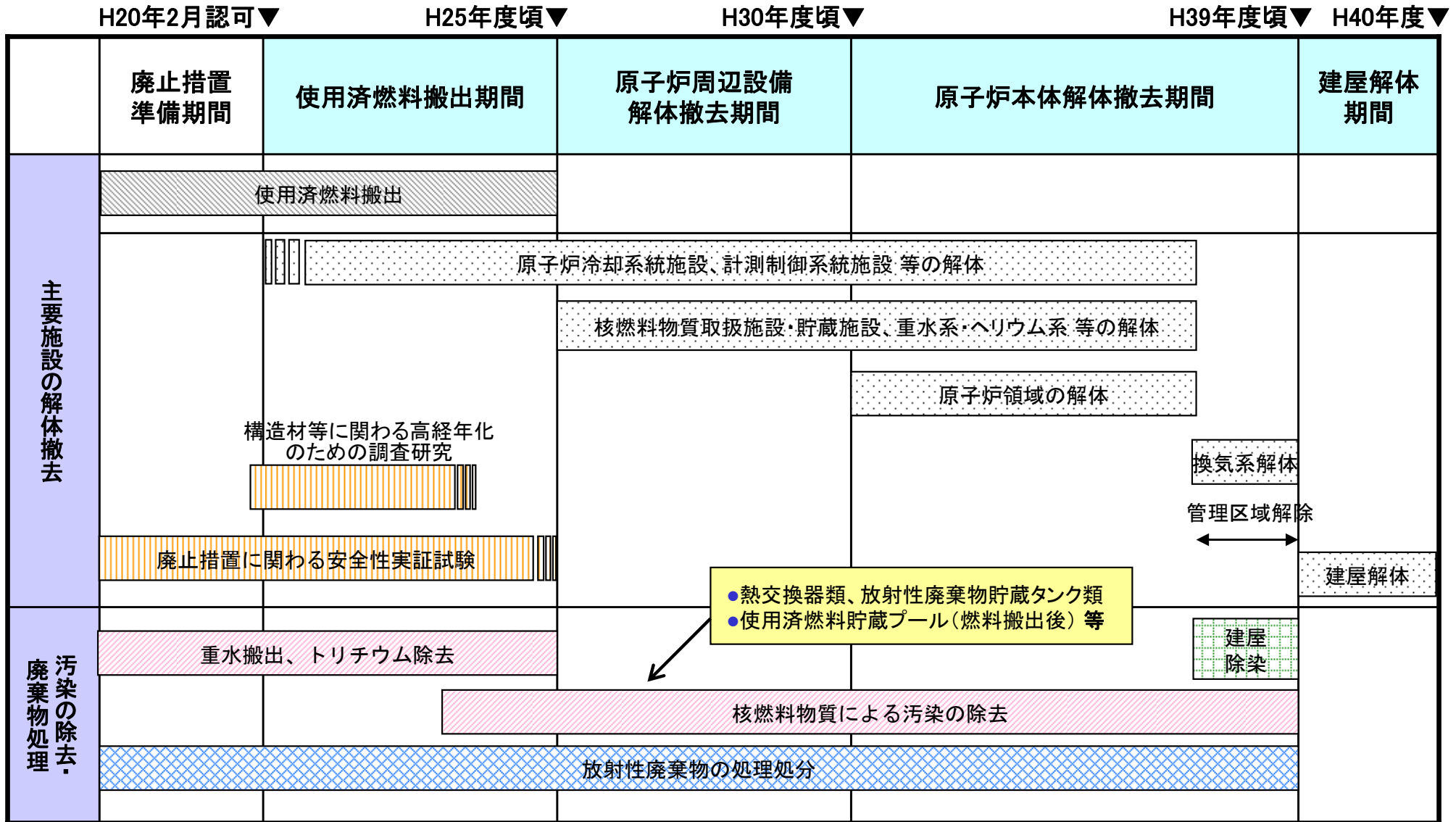
- 放射能レベルの比較的高い原子炉領域を解体撤去
- 汚染したすべての設備・機器等を解体撤去
- 汚染したすべての設備・機器を解体撤去後、建屋及び構造物の汚染の除去を行い、すべての管理区域を解除

④ 建屋解体期間

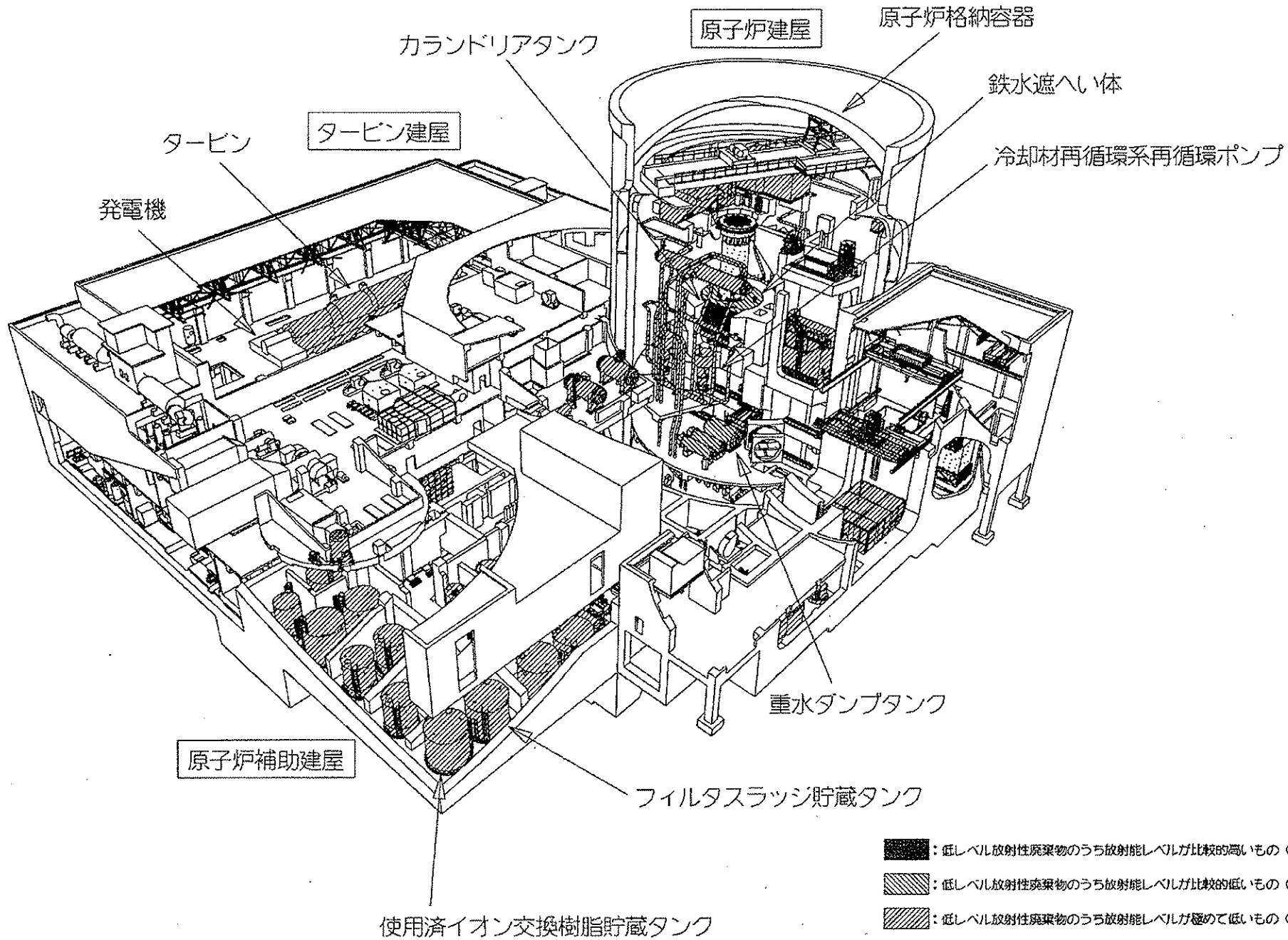


- 管理区域を解除した建屋及び汚染のない建屋も含め、廃止措置対象施設を解体(平成40年度までに完了予定)

廃止措置工程の概要図



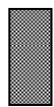



廃止措置主要工程



廃止措置対象施設の推定汚染分布

核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量

(単位：トン)

放射能レベル区分		参考資料、3の凡例	既貯蔵量	今後の推定発生量	合計*
			原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物	廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質	
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの [レベル1]		180	260	約500
	放射能レベルの比較的低いもの [レベル2]		2,970	1,380	約4,400
	放射能レベルの極めて低いもの [レベル3]		—	45,460	約45,500
放射性物質として扱う必要のないもの			—	510	約600
合計*			約3,200	約47,600	約50,800

- * 既貯蔵量及び今後の推定発生量は、十トン単位で切り上げ、合計値については、百トン単位で切り上げた値である。(端数処理のため合計値が一致しないことがある)
- * 表の記載条件は以下のとおり。
 - ・ 既貯蔵量は、平成19年9月30日時点の物量を示す。
 - ・ 既貯蔵量及び今後の推定発生量における放射能レベル区分毎の物量は、除染を考慮していないレベル区分で集計したものである。(今後の除染等により各レベルの数量は変わりうる。)
- * 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外から発生した廃棄物を含む)」の今後の推定発生量は、約141,000トンである。

原子炉廃止措置研究開発センターの体制について

新型転換炉ふげん発電所から原子炉廃止措置研究開発センター組織に移行するにあたり、組織変更を行います。

組織変更にあたっては、これまでの発電所体制を一新し、研究開発拠点としての機能を強化するとともに、廃止措置移行後の作業の安全、環境や地域共生に配慮した体制の見直しを行いました。

以下に組織改正のポイントを示します。

- ① 廃止措置移行に伴い原子炉主任技術者に替えて、廃止措置を監督する者として施設保安主任者を選任。
- ② 技術開発部を新たに設置し、廃止措置計画管理、研究開発の拠点化、連携協力を行う計画管理課、廃止措置の技術開発や成果の普及を行う技術開発課、施設の解体や設備管理、廃棄物管理を行う開発実証課、設備保守、機器装置の製作、核燃料・重水の保管・搬出を行う設備保全課を置く。
また、地域共生、核物質防護を行う管理課、作業の安全と品質保証を推進する安全品質管理課、環境管理、放射線管理を行う環境管理課を置く。
- ③ 旧運転部門*¹から廃止措置や安全品質管理*²を行う部署に約 25 名を廃止措置の計画、推進、技術開発を行う部署にシフト。
* 1 : 設備保全課
* 2 : 安全品質管理課、計画管理課、技術開発課、開発実証課の 4 課
- ④ 廃止措置移行後の所員は約 100 名規模であり、センターへの移行前と大きな増減はない。

以上

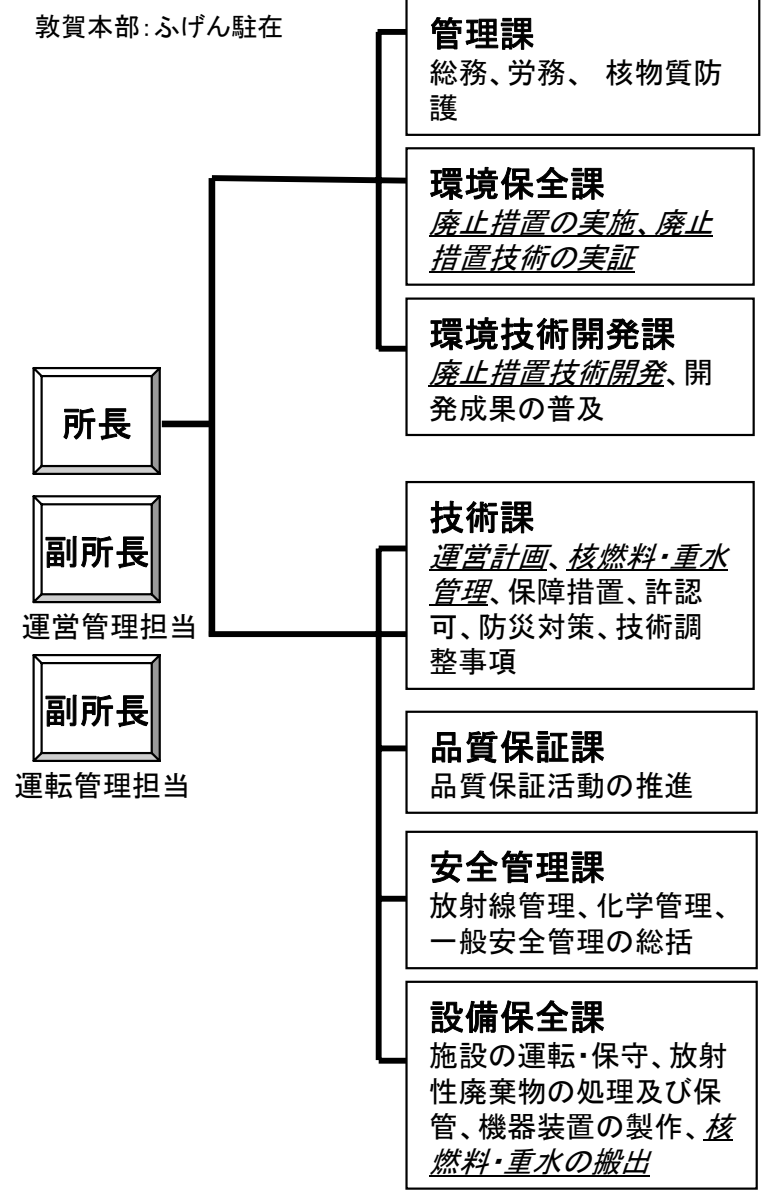
添付資料

図 原子炉廃止措置研究開発センターの体制

図 原子炉廃止措置研究開発センターの体制

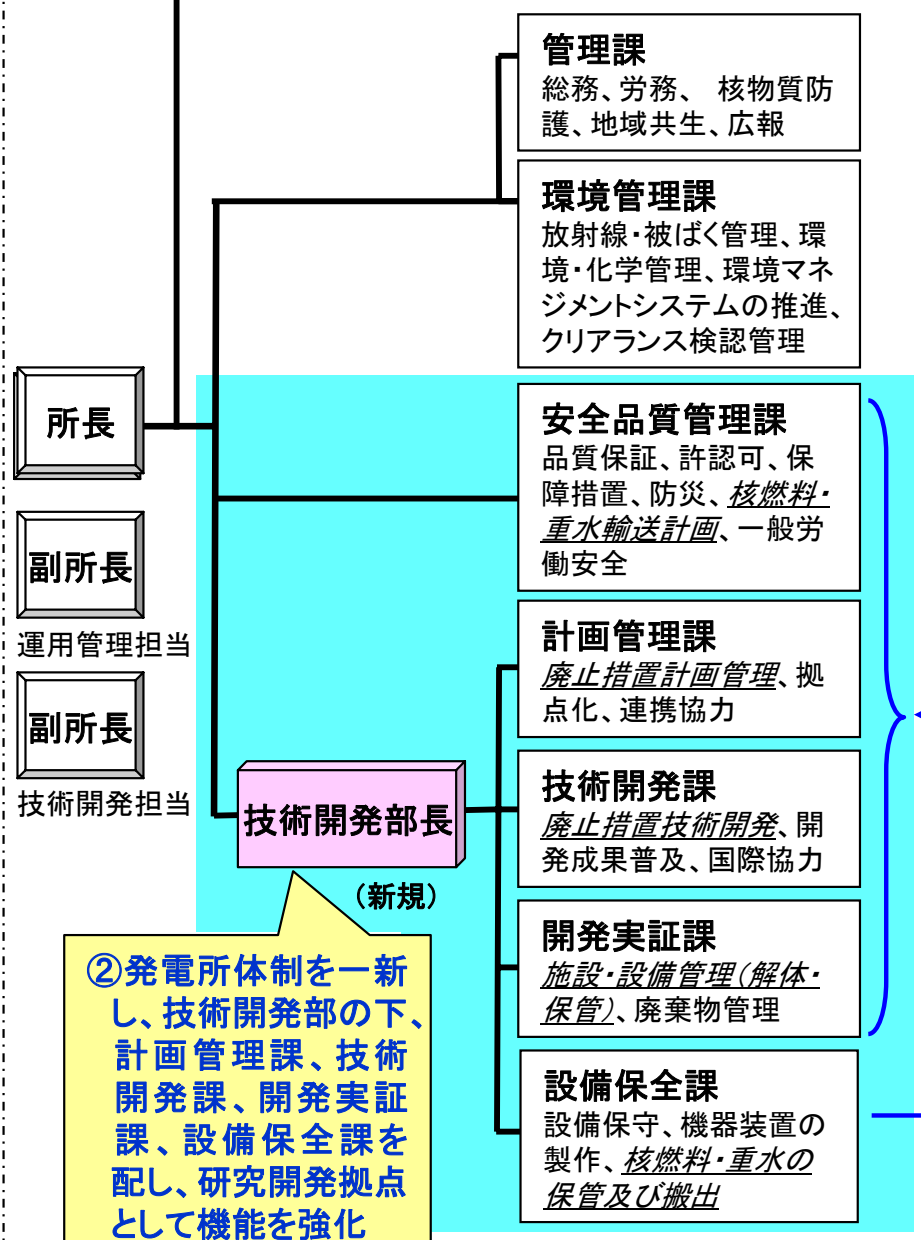
廃止措置事業を推進する体制に変更

原子炉主任技術者
敦賀本部：ふげん駐在



新型転換炉ふげん発電所 所員：約100名

施設保安主任者



原子炉廃止措置研究開発センター 所員：約100名

① 運転の監督（原子炉主任技術者）から廃止措置業務の監督へ

② 発電所体制を一新し、技術開発部の下、計画管理課、技術開発課、開発実証課、設備保全課を配し、研究開発拠点として機能を強化

③ 運転部門から廃止措置を行う部署に要員約25名をシフト

④ 所員数は、約100名体制を維持。

下線は廃止措置業務を示す。

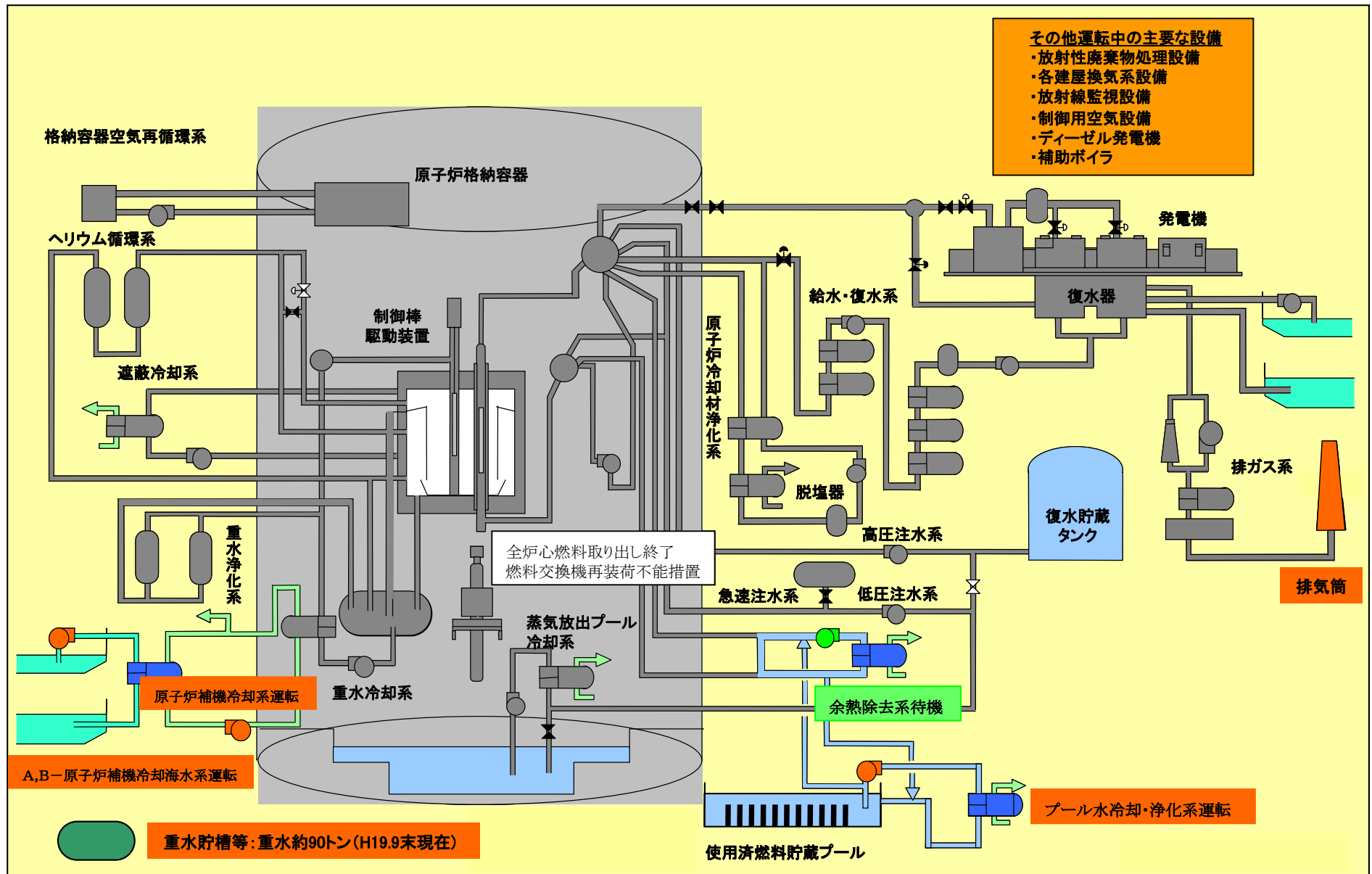
新型転換炉ふげん発電所の廃止措置計画について



平成20年2月12日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター

新型転換炉ふげん発電所 原子炉施設の現状



- その他運転中の主要な設備**
- ・放射性廃棄物処理設備
 - ・各建屋換気系設備
 - ・放射線監視設備
 - ・制御用空気設備
 - ・ディーゼル発電機
 - ・補助ボイラ

■ : 運転機器
 ■ : 待機機器
 ■ : 停止機器

使用済燃料輸送・重水(減速材)の搬出作業

○使用済燃料輸送全体計画(予定)



陸上輸送(ふげん発)



海上輸送(ふげん発)

原子力機構(東海)
再処理技術開発
センターへ搬出

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
使用済燃料輸送	[Progress bar showing activity from H17 to H22]						[Activity in H23]

(H20年1月末現在使用済燃料貯蔵量466体)

○重水搬出全体計画(予定)

IP-3型輸送容器

「ふげん」

↓ IP-3型容器を保護容器に収納

↓ 保護容器毎コンテナに収納

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
サンプル輸送	[Activity in H16]						
重水前処理 ^{※1}		[Progress bar showing activity from H17 to H21]					
重水輸送		[Progress bar showing activity from H17 to H22]					

※1: 重水前処理装置を用いた
γ核種(コバルト60等)の除去作業

(H20年1月末現在重水保管量約90トン)

- ・IP-3型輸送容器48本/コンテナ
- ・2コンテナ/1輸送(重水量約19m³)
- ・2輸送/年(平成17年度~22年度)予定



カナダ
電力会社

廃止措置計画認可申請の状況

- 平成18年11月7日、原子炉等規制法に基づき、経済産業省に対して廃止措置計画の認可申請を行うとともに、安全協定等に基づき福井県、敦賀市及び美浜町に廃止措置計画連絡書を提出
- 平成19年12月28日、経済産業省に対して、コンクリート強度を考慮した保安措置の追記等に係る廃止措置計画の一部を補正するとともに、安全協定等に基づき福井県、敦賀市及び美浜町に廃止措置計画認可補正申請連絡書を提出
- 平成20年2月12日、廃止措置計画の認可を受け「新型転換炉ふげん発電所」を廃止措置に向けた体制を整備し「原子炉廃止措置研究開発センター」へ移行
- 廃止措置の工事は、段階的に着手予定

ふげん発電所の廃止措置の概要

廃止措置の対象施設

- 「原子炉設置許可」又は「原子炉設置変更許可」を受けた原子炉及びにその附属施設等※
(ただし、汚染のない地下の建屋、構造物、基礎は除く)

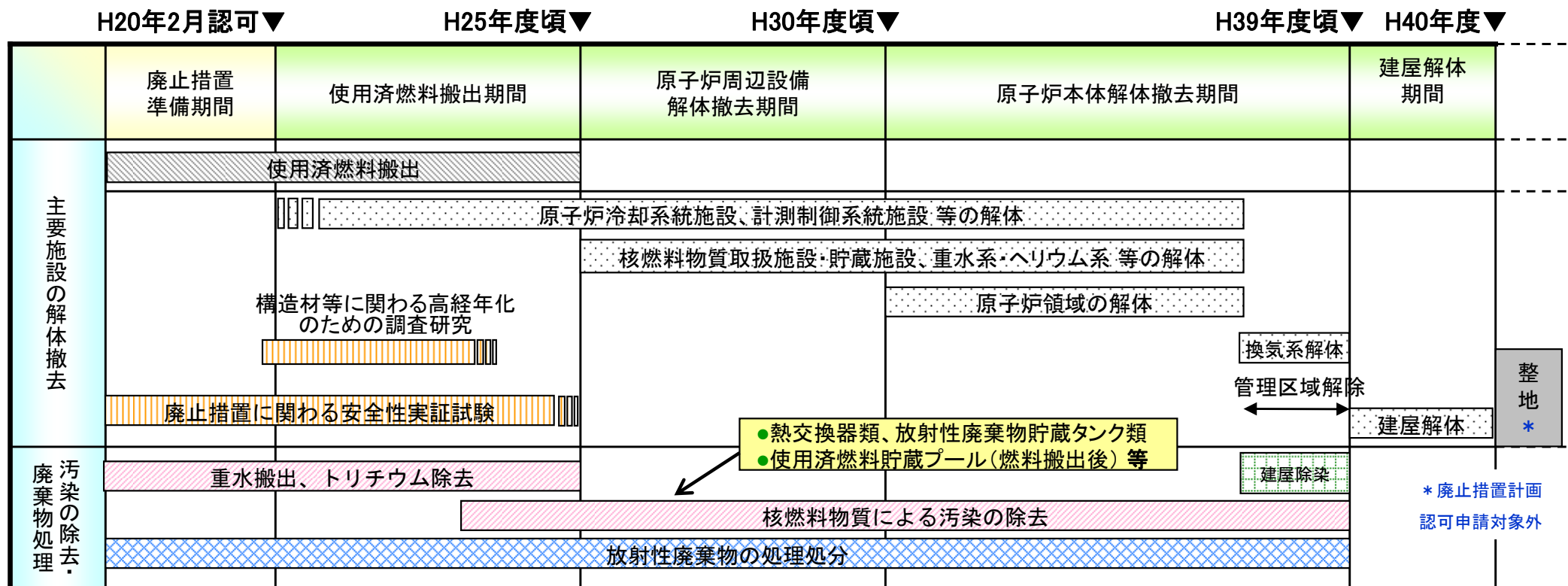
※:原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等

廃止措置の基本方針

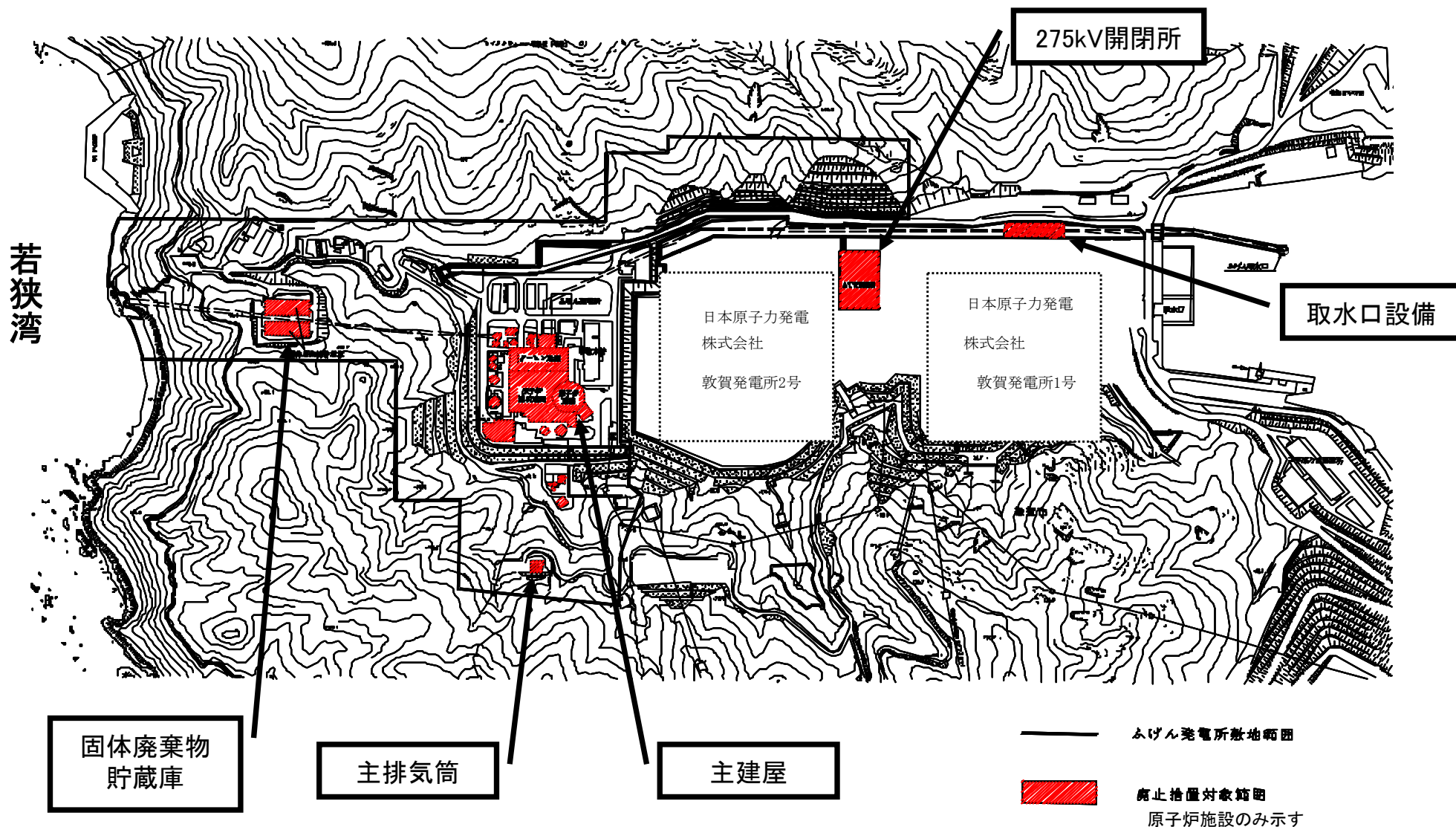
- 施設周辺的一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを、合理的に達成可能な限り低減するよう、適切な解体撤去方法・手順及び核燃料物質による汚染の除去方法・手順を策定する
- 保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、原子炉運転中と同様に関係法令及び「線量告示」に適合するように行う
- 廃止措置に係る工事等を安全・確実に行うために装置を導入する場合は、装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び規準に準拠する
- 原子炉施設の建屋強度を考慮して、各建屋を適切に維持管理するとともに、適切な解体撤去方法・手順等を策定し、廃止措置を実施する
- 上記に係る保安のために必要な措置を保安規定で定め、適切な品質保証活動の下に保安活動を行う
- 廃止措置に関わる安全性実証試験及び構造物等に関わる高経年化のための調査研究等の実施を含め、関係機関と連携をとりつつ技術協力と技術成果の公開に努めていく

廃止措置工程の進め方

廃止措置は下記の4段階の期間に区分して実施
(平成40年度までに廃止措置を完了予定)



廃止措置対象施設及び敷地



① 使用済燃料搬出期間における主要作業

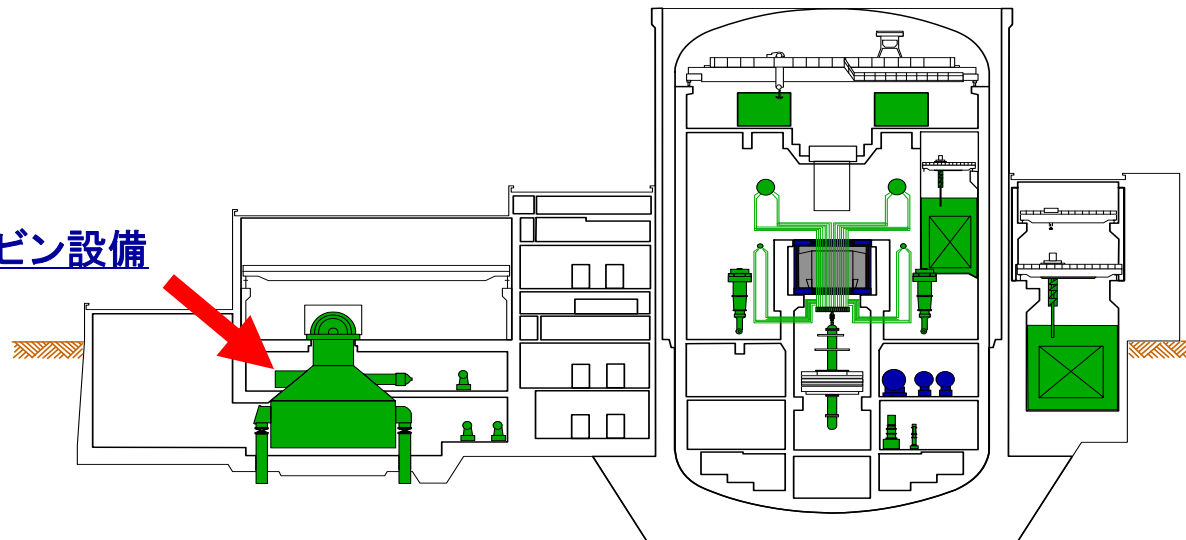
【廃止措置計画の認可をもって「使用済燃料搬出期間」へ移行】

- 使用済燃料貯蔵プールで貯蔵している使用済燃料をH23年度頃までの予定で、原子力機構再処理技術開発センターへ搬出
- 施設内に保有している重水をカナダの民間会社へ搬出するとともに、系統内の残留重水回収やトリチウム除去を実施
- 使用済燃料の保管に係る安全確保のための機能に影響を与えない範囲で、使用しなくなった放射能レベルの比較的低い施設・設備及び汚染のない施設・設備を解体撤去に着手
- 研究開発(廃止措置に関わる安全性実証試験及び構造材等に関わる高経年化のための調査研究)に原子炉施設を活用

解体撤去する主な設備例:



タービン設備



タービン建屋

原子炉建屋

廃止措置開始時点の汚染分布

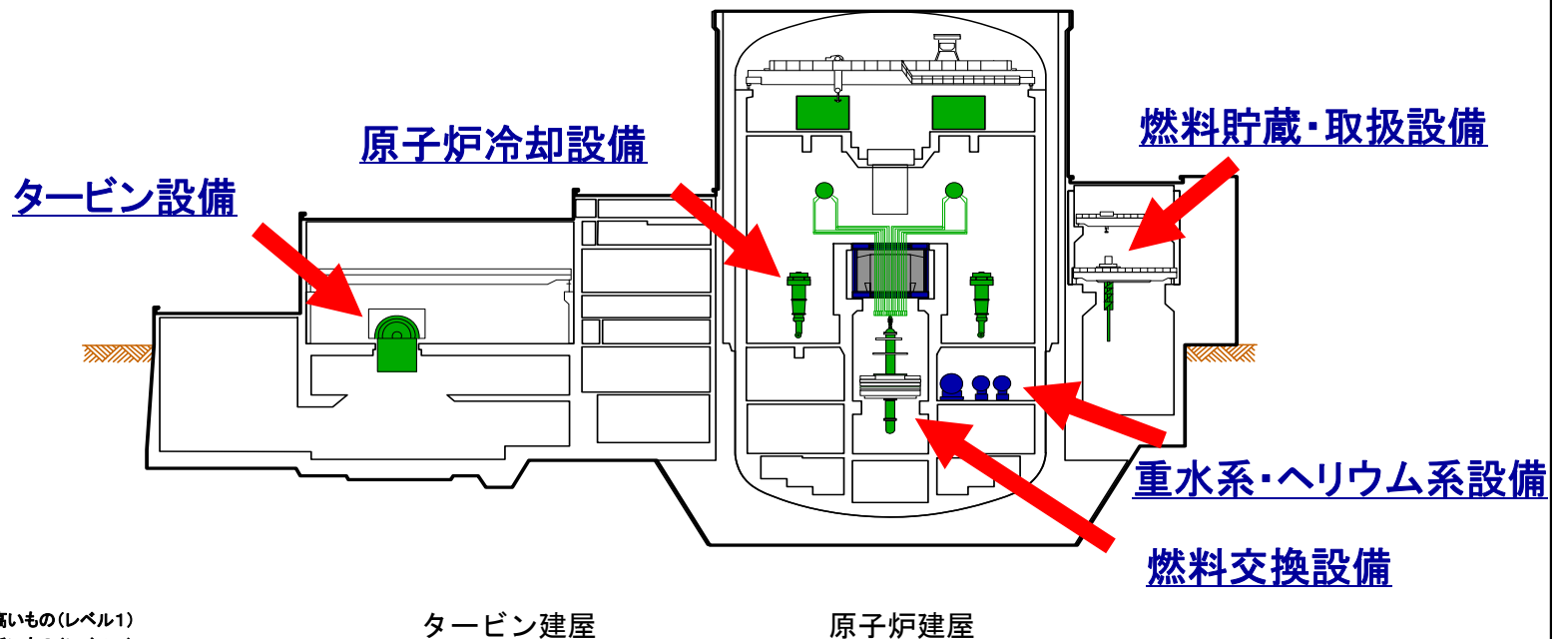
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的高いもの(レベル1)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的低いもの(レベル2)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが極めて低いもの(レベル3)
- : 放射性物質として扱う必要がないもの

② 原子炉周辺設備解体撤去期間における主要作業

【使用済燃料搬出完了をもって「原子炉周辺設備解体撤去期間」へ移行】

- 使用済燃料の搬出完了によって使用しなくなった放射能レベルの比較的低い施設・設備及び汚染のない施設・設備の解体撤去に着手
- 原子炉領域の解体撤去に用いる遠隔解体装置等の設置範囲にある干渉する設備・機器の解体撤去
- 使用済燃料貯蔵プール、熱交換器類、放射性廃棄物貯蔵タンク等の汚染の除去
- 廃棄物の処理に係る装置を導入し、放射性固体廃棄物の処理を実施
(放射性固体廃棄物の廃棄先は、原子炉周辺設備の解体により解体廃棄物が発生し搬出が必要となる時期までに確定)

解体撤去する主な設備例:



廃止措置開始時点の汚染分布

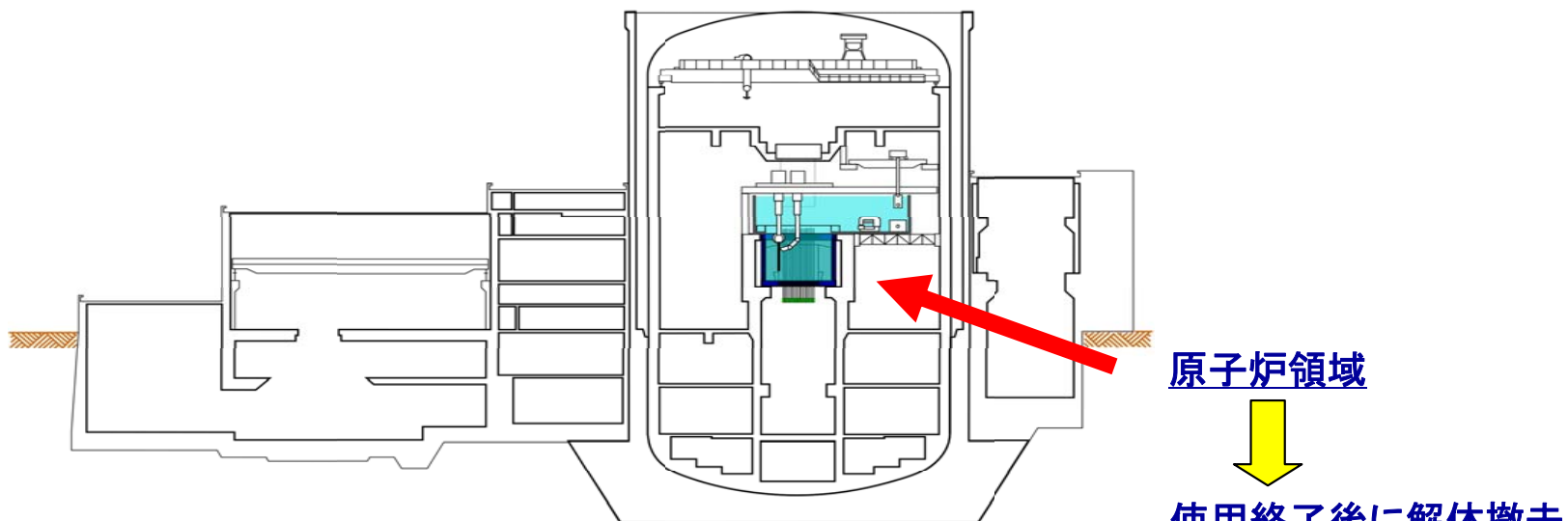
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的高いもの(レベル1)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的低いもの(レベル2)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが極めて低いもの(レベル3)
- : 放射性物質として扱う必要がないもの

③ 原子炉本体解体撤去期間における主要作業

【原子炉本体解体装置設置等をもって「原子炉本体解体撤去期間」へ移行】

- 放射線業務従事者の総被ばく線量が原子炉運転中の定期検査時と同等以下の総被ばく線量となる放射能減衰する期間を確保し、かつ、上記①、②の期間に蓄積した廃止措置工事に関するデータ、経験・実績を活かして放射能レベルの比較的高い原子炉領域の解体撤去
- 汚染したすべての設備・機器等を解体撤去
- 廃棄物の処理に係る装置を必要に応じて導入し、放射性固体廃棄物の処理、搬出を継続実施
- 汚染したすべての設備・機器を解体撤去後、建屋及び構造物の汚染の除去を行いすべての管理区域を順次解除

解体撤去する主な設備例： 



廃止措置開始時点の汚染分布

- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的高いもの(レベル1)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的低いもの(レベル2)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが極めて低いもの(レベル3)
- : 放射性物質として扱う必要がないもの

タービン建屋

原子炉建屋

原子炉領域

使用終了後に解体撤去

廃棄物処理設備

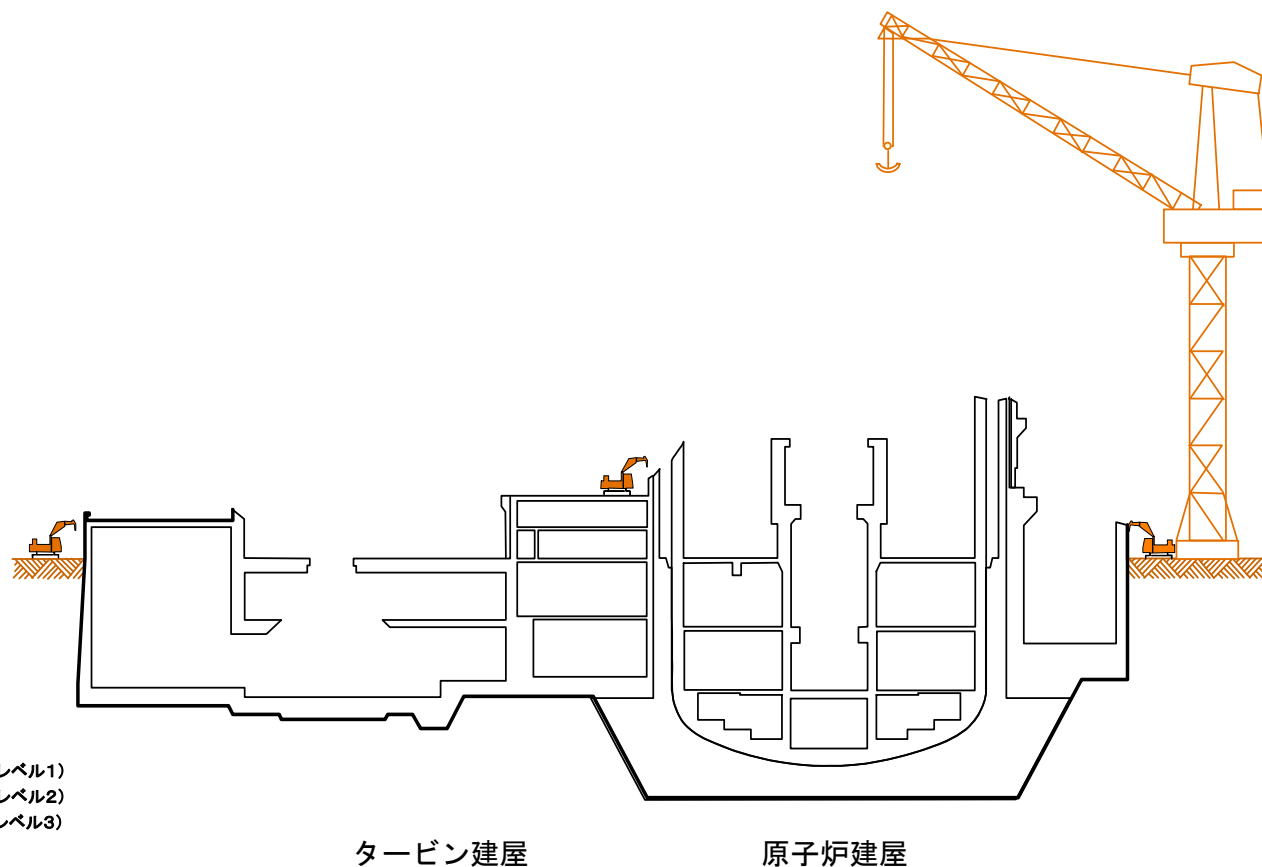
換気設備

放射線管理設備

④ 建屋解体期間における主要作業

【管理区域解除をもって「建屋解体期間」へ移行】

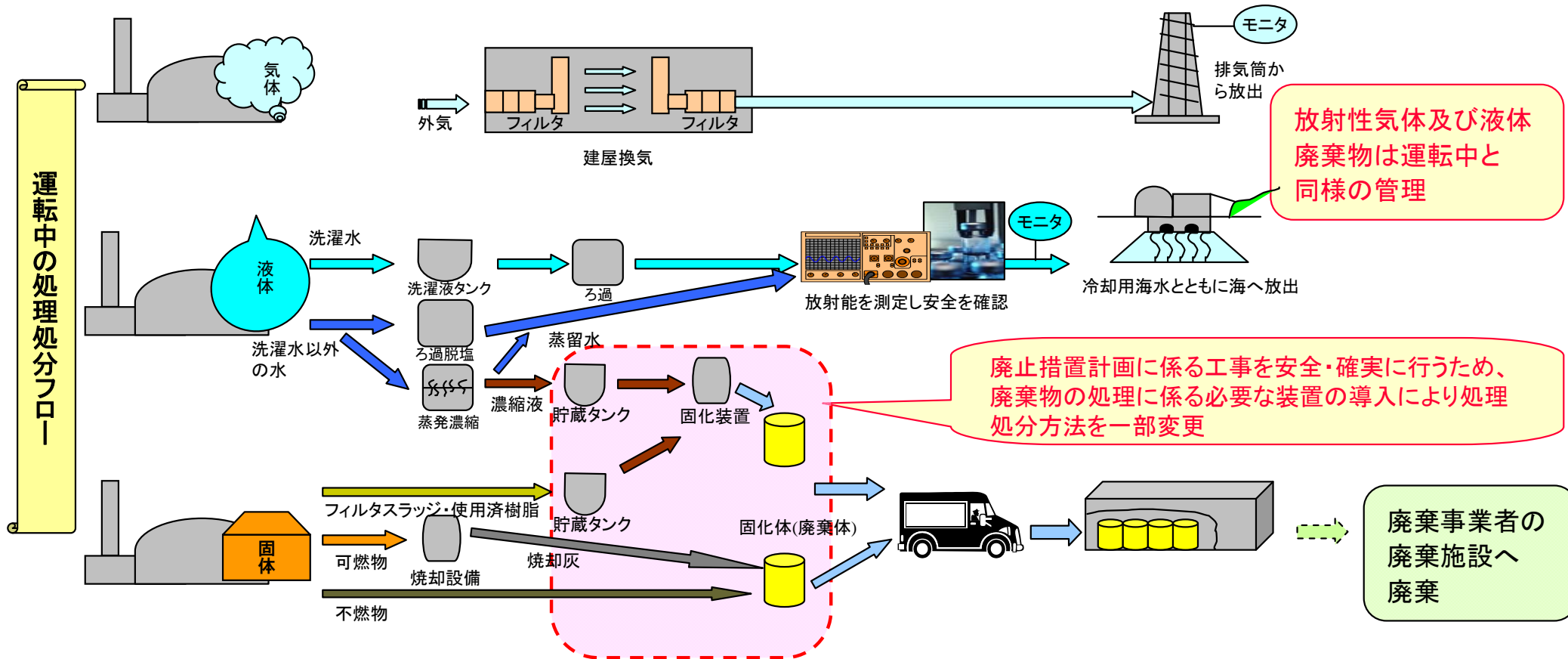
- 管理区域を解除した建屋及び汚染のない建屋も含め、廃止措置対象施設をすべて解体
汚染のない地下の建屋、構造物、基礎の解体については、廃止措置計画対象外



廃止措置開始時点の汚染分布

- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的高いもの(レベル1)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的低いもの(レベル2)
- : 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが極めて低いもの(レベル3)
- : 放射性物質として扱う必要がないもの

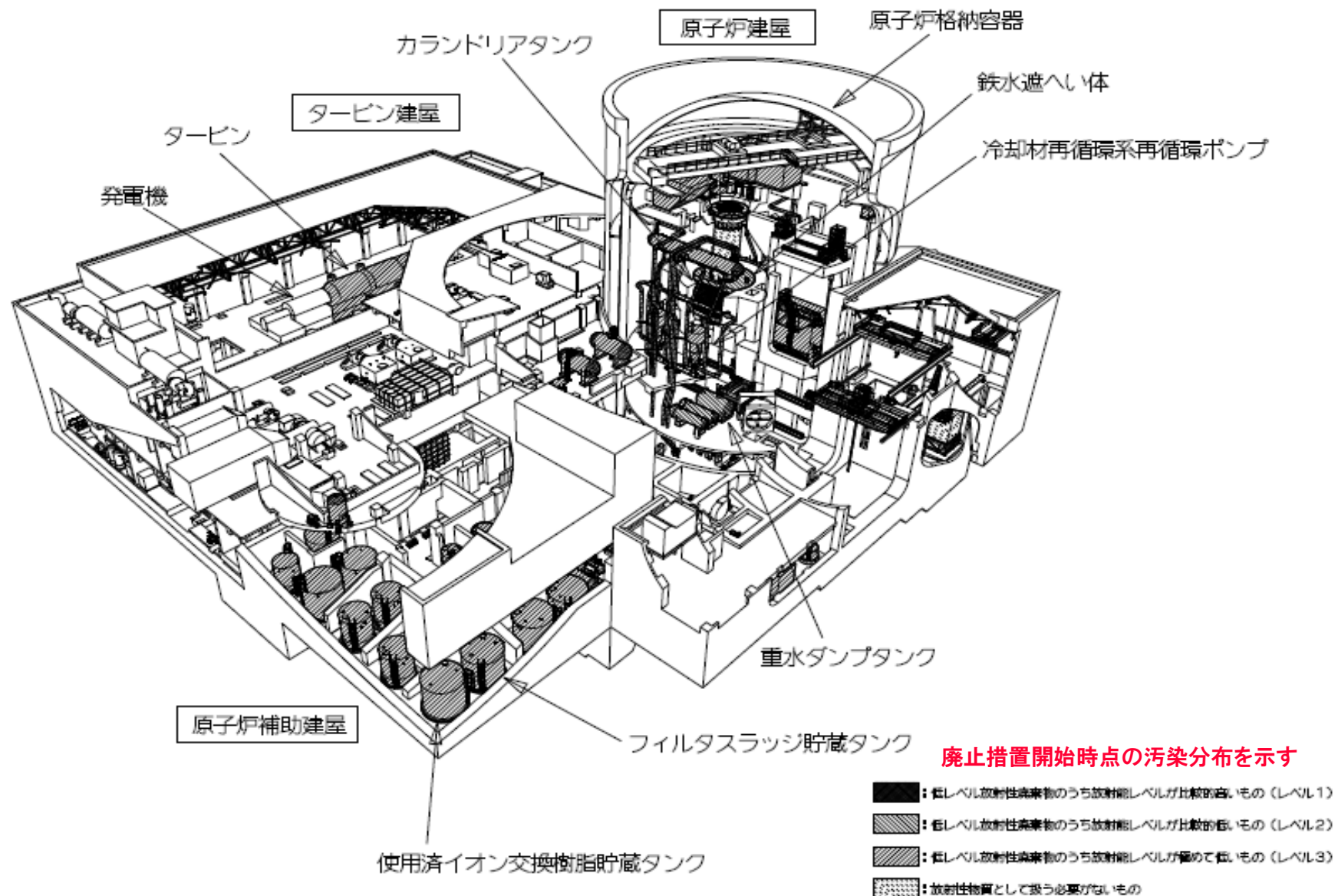
放射性廃棄物の処理処分フロー



放射性固体廃棄物の処理処分方針



- 放射性固体廃棄物をサイト外へ搬出するまでは、施設内の貯蔵施設に適切に貯蔵保管
- 廃止措置期間を通して、放射性廃棄物の貯蔵量が固体廃棄物貯蔵庫の容量を超えないよう処理、貯蔵、廃棄等を行うことを計画
- 放射性固体廃棄物の廃棄先は、解体撤去に伴って放射性固体廃棄物が発生し、搬出が必要となる時期までに確定する計画
- 廃止措置に伴って発生する放射性固体廃棄物は、合理的な低減に努め、廃止措置終了までに搬出を完了する計画

廃止措置対象施設の推定汚染分布



放射性固体廃棄物及び解体廃棄物等の推定発生量

(単位：トン)

放射能レベル区分		汚染分布図の凡例	既貯蔵量	今後の推定発生量	合計
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (レベル1)		180	260	約500
	放射能レベルの比較的低いもの (レベル2)		2,970	1,380	約4,400
	放射能レベルの極めて低いもの (レベル3)		—	45,460	約45,500
放射性物質として扱う必要のないもの			—	510	約600
合計			約3,200	約47,600	約50,800
放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む)			—	約141,000	約141,000
(*) 汚染のない地下の建屋、構造物、事務所、倉庫等			—	約170,000	約170,000
総計			約3,200	約358,600	約361,800

 廃止措置計画書に記載の範囲

 (*) 廃止措置計画書記載対象外

- 既貯蔵量及び今後の推定発生量は、十トン単位で切り上げ、合計値については、百トン単位で切り上げた値である。(端数処理のため合計値が一致しないことがある)
- 表の記載条件は以下のとおり。
 - 既貯蔵量は、平成19年9月末時点の物量を示す。
 - 既貯蔵量及び今後の推定発生量における放射能レベル区分毎の物量は、除染を考慮していないレベル区分で集計したものである。(今後の除染等により各レベルの数量は変わらう。)

廃止措置の安全性評価結果

- 気体・液体廃棄物は、建屋解体まで運転中と同様に既設の廃棄物処理設備により管理して処理
- 解体に伴う環境への放射性物質の放出を抑制するために、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機により汚染拡散を防止

		評価方法	評価結果
周辺の一般公衆の被ばく評価	平常時の被ばく評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子炉運転中と同等の条件で評価 ● 解体工事等によって発生する放射性物質を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物放出による被ばくの合算値が、法令に定める線量限度1ミリシーベルトを十分下回ることはもとより、線量目標値指針*1に記載する線量目標値の年間50マイクロシーベルトを下回る ● 放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量は、一般公衆線量評価*2に記載する線量の基準の年間50マイクログレイを十分下回る
	事故時の被ばく評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射性物質の種類(希ガス、粒子状物質、トリチウム)ごとに最大事象を想定 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 燃料取扱事故 ◆ 排気用フィルタの破損 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃止措置期間中に想定される事故時の一般公衆の実効線量は、安全評価審査指針*3に記載された事故時評価の判断基準5ミリシーベルトを十分下回る

*1 線量目標値指針 : 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針

*2 一般公衆線量評価: 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について

*3 安全評価審査指針: 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針

廃止措置にあたって

- 安全を最優先に廃止措置を実施するため最適な工事方法を検討
- 施設周辺の一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを、合理的に達成可能な限り低減
- 新規に処理装置を導入し、廃棄物の処理・処分を適切に実施
- 放射性廃棄物として扱う必要のないものの再利用に努め、環境負荷を低減
- 原子力発電所の廃止措置を考慮して先駆的に実施